

ALL STARs

事業賠償・費用総合保険

高まるサイバー攻撃の脅威!

サイバーリスクの補償

個人情報漏洩補償特約

サイバー攻撃対応費用補償特約 / セキュリティ賠償責任補償特約 / 企業情報漏洩賠償責任補償特約



事業賠償・費用総合保険

2026年7月版

2026年11月1日以降保険始期契約用

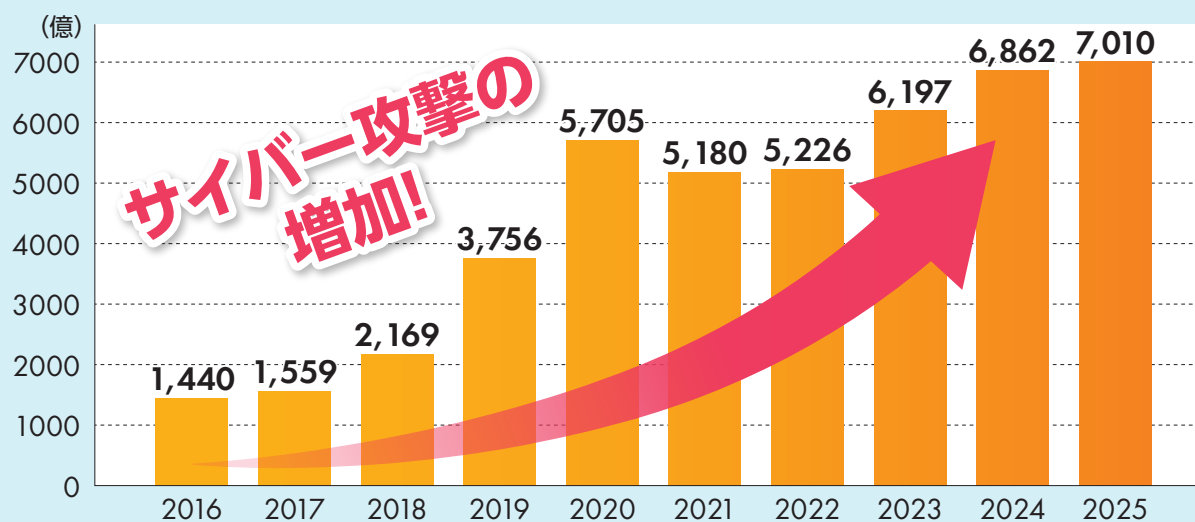
急速なデジタル社会への転換期 サイバーリスクへの備えは万全ですか？



今このときも 個人情報や企業の技術に関する情報が狙われています！

サイバー攻撃は中小企業にはあまり関係がないと捉えられがちです。
しかし、**中小企業の個人情報や技術に関する情報が狙われています。**
また、**取引先のネットワークに侵入するための踏み台**として狙われることもあります。

■日本国内のネットワークに向けられたサイバー攻撃関連通信の件数
(年間総観測パケット数)



出典：国立研究開発法人情報通信研究機構「NICTER観測レポート2025」(グラフは左記データを元に弊社にて作成)

「サイバーリスクの補償」の全体像

個人情報漏洩の危機管理対応に要する費用や賠償責任の補償に加えて、近年、増加しているサイバー攻撃に対応するための費用や賠償責任など様々なリスクに対応します。

基本補償

個人情報漏洩リスクの補償

- 漏洩発覚時の
危機管理コンサルティング費用
- 被害者対応など危機管理実行費用
- 損害賠償金や弁護士費用

【支払限度額】1事故・保険期間中につき、
1,000万円、3,000万円、5,000万円から選択

オプション

サイバー攻撃への初期対応 デジタル・フォレンジック費用の補償など

【支払限度額】1事故・保険期間中1,000万円
*基本補償の内枠でお支払いします。

取引先への踏み台となった場合など… セキュリティ賠償責任の補償

【支払限度額】1請求・保険期間中、基本補償と同額
*基本補償の内枠でお支払いします。

個人情報だけじゃない 企業情報漏洩リスクの補償

【支払限度額】1事故・保険期間中、基本補償と同額
*基本補償の内枠でお支払いします。

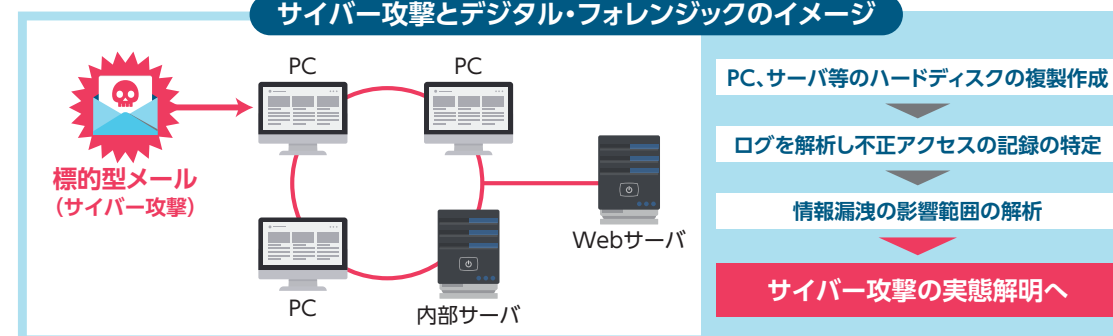
貴社のニーズに合わせて、より手厚い補償をお選びいただけます。

用語の解説

デジタル・フォレンジックとは

不正アクセスなどのサイバー攻撃を受けた際に、攻撃を受けたパソコンやサーバなどに残る電子的記録を保全・解析することで原因や情報漏洩の影響範囲を調査することなどをいいます。

サイバー攻撃とデジタル・フォレンジックのイメージ



サイバー攻撃を受けた場合の 初期対応の重要性

- ①セキュリティに関する高度な知識と技術を持った専門家による迅速な対応が求められます。
- ②情報漏洩、信用失墜、システム停止などの被害を最小限に食い止める必要があります。
- ③損害賠償請求への対応、事件解決のため、証拠保全と調査・分析が必要です。

踏み台とは

ハッカーなど攻撃者が特定のコンピュータを乗っ取り、そこを起点に別のターゲットに対しサイバー攻撃を仕掛けることを言い、「サプライチェーン攻撃」と表現されることもあります。この踏み台攻撃により、大企業のネットワークに容易に侵入して、情報漏洩など大きな被害につながる可能性があります。乗っ取られたコンピュータは、攻撃者に操られて攻撃に加担してしまうため、「踏み台」と表現されます。

セキュリティ賠償責任とは

貴社が日本国内で遂行する仕事のために所有、使用または管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃などのセキュリティ事故に起因して、貴社が損害賠償請求されたことにより貴社が負う法律上の損害賠償責任をいいます。

▶詳細は11ページをご覧ください。

サイバー・情報漏洩リスク・マップ

サイバー攻撃の脅威を踏まえた
近年におけるリスクのイメージ

気になるリスクは
ございますか？

厳格な
情報管理が
求められる時代

企業を取り巻く
環境の変化

アナログ時代の情報漏洩といえば…

- ▶ 情報の持ち出し
- ▶ メール の誤送信
- ▶ 派遣先での情報漏洩
- ▶ パンコ ンの盗難

デジタル時代の4大リスク

企業秘密などの漏洩



従業員が取引先の重要な営業秘密を他社に売っていたことが発覚した。



その①

リモートワーク中の私用パソコン



在宅勤務中だった社員の私用PCがサイバー攻撃を受け、会社が保有する個人情報が漏洩した。



その②

ネット販売普及などによるクレジットカード番号の漏洩

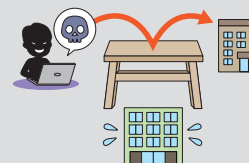


ECサイトがサイバー攻撃を受け、利用者のクレジットカード情報が大量に漏洩し、不正に使用された。



その③

踏み台などのサイバー攻撃



ある従業員のPCが標的型メール攻撃で乗っ取られ、知らぬ間に取引先へのサイバー攻撃の踏み台とされてしまった。



その④

もしも、サイバー攻撃を受け、
個人情報を漏洩してしまったら…

個人情報を1件でも漏洩させると企業は事故対応を迫られます。対応を誤ると、企業のイメージの低下や取引先からの取引停止などにもつながりかねません。

銀行借入か手元資金
それとも…

費用

サイバー攻撃を受け、
個人情報10,000件を漏洩してしまった場合の想定損害額は？

- ▶ デジタル・フォレンジック費用：
PC1台100万円×3台、サーバ1台300万円、その他100万円＝ 700万円 ^(注1)
- ▶ 被害者対応など専門家コンサルティング費用：100万円
- ▶ コールセンター委託費用：200万円
- ▶ 謝罪広告費用：60万円 ^(注2)
- ▶ お詫び状作成・送付にかかる費用：100万円

合計 1,160万円

(注1) 詳細な想定損害額は10ページにも掲載しています。
(注2) 地方紙1紙に掲載した場合の想定費用を60万円としています。(弊社調べ)

賠償

- ・ 損害賠償金
- ・ 弁護士費用など争訟対応費用

過去の判例から一人当たり5,000円程度の賠償金が予想されます。万一、10,000人のうち20%の2,000人から損害賠償請求を受ければ1,000万円になります。

- ▶ 損害賠償金 1,000万円
- ▶ 弁護士費用 510万円

合計 1,510万円

他にも下記のようなリスクが表面化した場合、
想定損害額（賠償責任額）が増加することもあります。

個人情報を受託することによる 求償リスク

委託元である取引先から受託した個人情報を漏洩させてしまった場合、直接被害者対応をするのは取引先となります。取引先が負担した被害者への損害賠償金や事故対応の費用について賠償請求（求償）されることがあります。

(注) 上記は想定事例です。

セキュリティ 賠償責任リスク

一般的にセキュリティが比較的甘いといわれる中小企業が踏み台とされるリスクが高まっています。

クレジットカード 番号漏洩の 賠償責任リスク

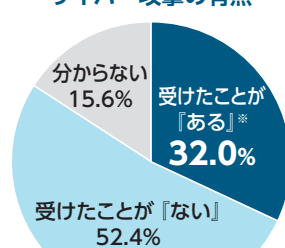
EC取引全盛のいま、クレジットカード番号が狙われています。

企業情報漏洩の 賠償責任リスク

個人情報だけでなく企業秘密など企業情報の漏洩リスクにも注意が必要です。

サイバー攻撃の被害状況

サイバー攻撃の有無



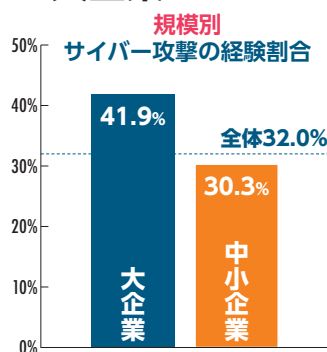
※可能性がある場合も含む

企業の32%が
サイバー攻撃を
受けたことがある

企業の約3社に1社が被害を受けたことがあると回答しており、サイバーリスクは身近なリスクといえます。

出典：帝国データバンク
「サイバー攻撃に関する実態調査（2025年）」

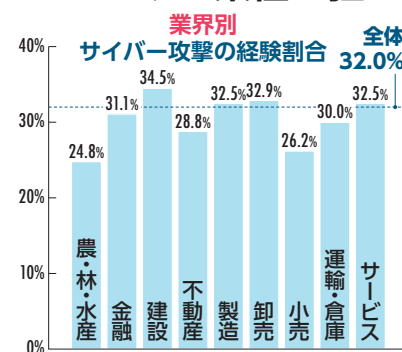
大企業だけでなく中小企業も



大企業だけでなく中小企業も
サイバー攻撃の脅威に
さらされています
企業規模の大小にかかわらず、
攻撃ターゲットの対象が広がっ
ています。

出典：帝国データバンク
「サイバー攻撃に関する実態調査
（2025年）」を元に弊社にて作成

あらゆる業種が狙われている



公的機関だけではなく
あらゆる業種の企業が
攻撃対象に
公務や金融業・保険業だけ
ではなく、製造・非製造を問わず
幅広い業種が攻撃対象になっ
ています。

出典：帝国データバンク
「サイバー攻撃に関する実態調査
（2025年）」を元に弊社にて作成

総額（費用＋賠償）
2,670万円

上記は弊社調べによる想定損害額であり、
実際の損害額は個別の事案により異なります。

具体的な解決策をご確認ください

サイバー攻撃を受け、個人情報情報が漏洩した場合の補償イメージ

サイバー攻撃を受けた段階で必要とされるデジタル・フォレンジック費用の補償から始まる4つのステップでトータルに企業をサポートします！



個人情報漏洩補償特約の特長（基本補償）

貴社が日本国内で遂行する仕事のために所有、使用または管理する「個人情報」の「漏洩」が「発覚」したことについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担し、損害賠償金を支払うことによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

また、危機管理コンサルティング費用および危機管理実行費用に対しても保険金をお支払いします。

支払限度額

1事故・保険期間中**1,000万円、3,000万円、5,000万円**から選択
※危機管理コンサルティング費用は500万円限度、危機管理実行費用はこの特約の支払限度額の10%限度
危機管理コンサルティング費用および危機管理実行費用の支払限度額は、この特約の支払限度額に含まれます。

自己負担額

1事故**10万円**
※危機管理コンサルティング費用および危機管理実行費用は、自己負担額はありません。

「個人情報」、「漏洩」および「発覚」の定義につきましては13ページ以降の特約の概要でご確認ください。

特長

1

危機管理コンサルティングのご案内

個人情報漏洩の際、被害者・マスコミ・行政などへの対応について、コンサルティングをご案内します。万一、漏洩事故が発覚した場合に適切な初期対応を行うことで賠償リスクを軽減します。

特長

2

危機管理実行費用の補償

危機管理コンサルティングに基づいて漏洩発覚後に関係者への対応など危機管理対応を実行したことにより、発覚後180日以内に要した危機管理実行費用を補償します。

特長

3

従業員の不正による漏洩、委託先での漏洩も補償

従業員による個人情報の不正な持ち出しなどによる漏洩、業務委託先での漏洩であっても補償の対象となります。

特長

4

クレジットカード番号等の漏洩による賠償責任も補償

貴社が所有・使用・管理するクレジットカード番号、口座番号等が漏洩し、それらの番号が不正に使用されたことによって発生した経済的損害に対する法律上の損害賠償責任を補償します。

（注）貴社のECサイトなどに不正なコードを仕組まれ、貴社が所有・使用・管理していない利用者のクレジットカード情報などが不正に取得され利用された場合の貴社の損害賠償責任については、セキュリティ賠償責任補償特約で補償の対象となりますのでご注意ください。

特長

5

不正アクセスなどサイバー攻撃に起因する漏洩も補償

個人情報の入ったパソコンの紛失などアナログな漏洩事故だけでなく、不正アクセスなどのサイバー攻撃を受けた結果、個人情報が漏洩した場合の法律上の損害賠償責任も補償します。

オプション特約の特長

サイバー攻撃対応費用補償特約

「セキュリティ・コンサルティング会社」をご案内!

サイバー攻撃を受けた場合、「セキュリティ・コンサルティング会社」をご案内して、初期対応をサポートします。

高額なデジタル・フォレンジック費用を1,000万円まで補償!

デジタル・フォレンジック費用は、PC1台あたり100万円程度かかるなど高額ですが、1,000万円まで補償します。



セキュリティ賠償責任補償特約

踏み台にされ、取引先など第三者がサイバー攻撃された場合の賠償責任を補償!

貴社のコンピュータシステムがサイバー攻撃によって踏み台にされ、取引先など第三者がサイバー攻撃を受けて損害が発生した場合などの法律上の損害賠償責任を補償します。



企業情報漏洩賠償責任補償特約

個人情報だけでなく企業秘密など企業情報が漏洩した場合の賠償責任を補償!

新しい技術に関する情報や営業ノウハウなど、個人情報を除く一般に公開されていない他人の企業情報を漏洩させた場合の法律上の損害賠償責任を補償します。



充実のオプション特約

その 1 サイバー攻撃対応費用補償特約

標的型メール攻撃などサイバー攻撃が大きな脅威となっています。
サイバー攻撃への初期対応を誤った場合、企業経営に深刻なダメージを与えかねません。
サイバー攻撃は完全に防ぐことは困難なことから、攻撃された際の初期対応が極めて重要です。
「**サイバー攻撃対応費用補償特約**」なら、サイバー攻撃に対する「**デジタル・フォレンジック**」などの調査費用を1,000万円まで補償し、**初期対応を支援**します。

初期対応のコスト (PC3台、サーバ1台の場合の例)		
項目	作業の概要	コスト概算
被害状況の把握	・被害状況のヒアリング ・情報収集	約20万円
被害拡大防止	・脅威からの隔離 ・国内外調査機関への対応依頼	約80万円
証拠保全	・ハードディスクの複製作成	約180万円
保全された証拠の調査	・ログの解析 ・情報漏洩の影響範囲の解析	約420万円
合計		約700万円

デジタル・フォレンジックのコストは1台あたり次の金額が目安です。
PC:100万円 サーバ:300万円 (※) 左記のコストは弊社調べ

サイバー攻撃対応費用補償特約の特長

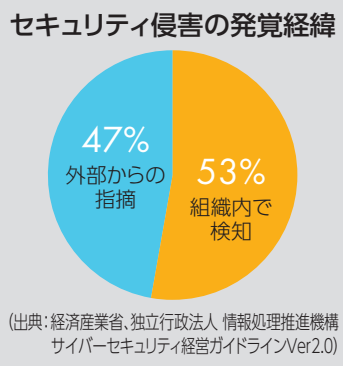
- 特長 1 「**セキュリティ・コンサルティング会社**」をご案内

サイバー攻撃を受けた場合、「セキュリティ・コンサルティング会社」をご案内して、初期対応をサポートします。
(注) 弊社からご案内する「セキュリティ・コンサルティング会社」以外は、弊社の承認が必要です。
- 特長 2 **高額なデジタル・フォレンジック費用などを1,000万円^(*)まで補償!**

最近のサイバー攻撃は、「巧妙化」「複雑化」「大規模化」しており、デジタル・フォレンジック費用が高額化しています。
そこで最大1,000万円まで、高額化するデジタル・フォレンジック費用などを補償します。
(*) 個人情報漏洩補償特約の支払限度額に含まれます。
- 特長 3 **自己負担がないので安心!**

免責金額および縮小支払割合を適用しないので、
貴社の自己負担なしで1,000万円を限度に全額補償します。
- 特長 4 **外部のセキュリティ会社、取引先、クレジットカード会社などからの通報であっても補償の対象!**

サイバー攻撃は、外部から通報を受けてサイバー攻撃が発覚するケースが約半数を占めています。
この特約では、業務委託していないセキュリティ会社や貴社の取引先、クレジットカード会社などの外部からの通報であっても補償の対象となります。



この特約の発動要件

この特約は、コンピュータシステムに対する不正アクセス・不正使用、DoS攻撃または悪性コードの送付などのセキュリティ事故が発覚したときに発動します。

発覚の具体例は、次のとおりです。

- ①業務委託先のセキュリティ会社が不正ログを発見し、不正アクセスの可能性があるとの報告を受けた
- ②業務委託していないセキュリティ会社から、不正アクセスの可能性があるとの通報を受けた
- ③クレジットカード会社より、不正アクセスの可能性があるとの通報を受けた
- ④自社のシステム担当者が不正アクセスがあった痕跡を発見し、ホームページで調査することを公表した

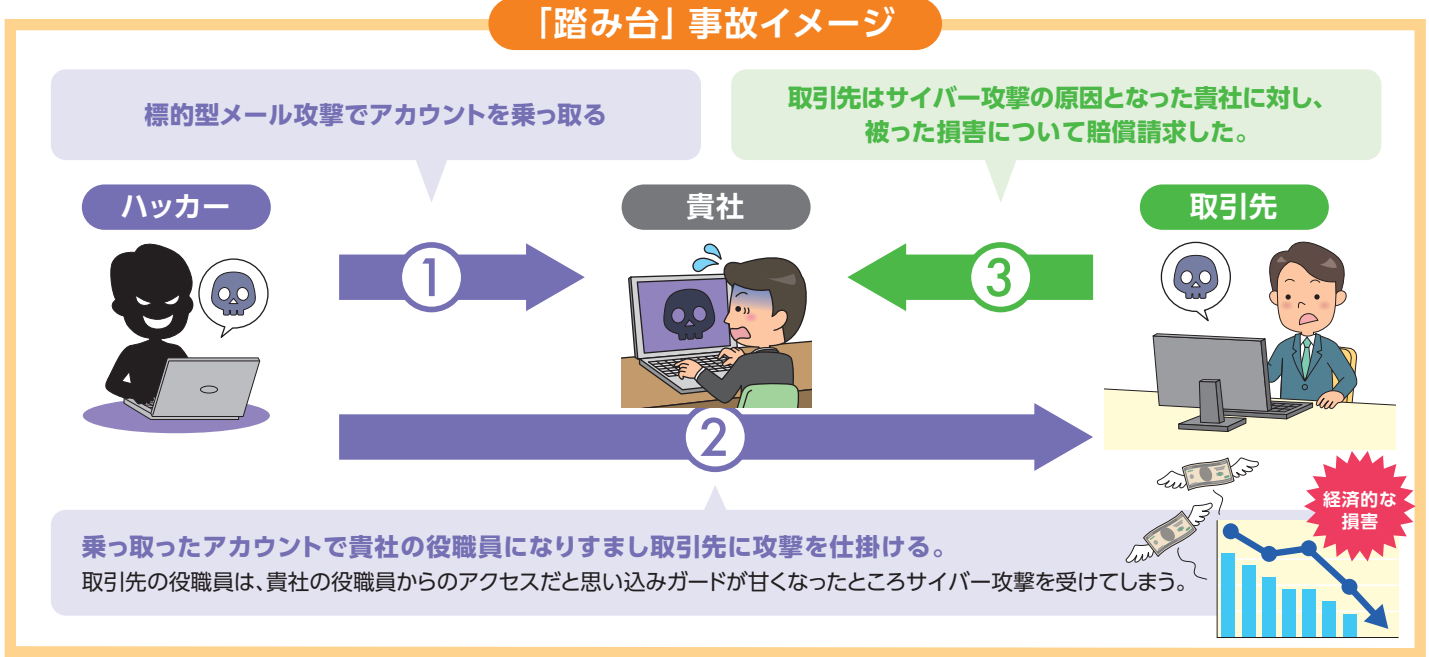
充実のオプション特約

その 2 セキュリティ賠償責任補償特約

貴社が日本国内で遂行する仕事のために所有、使用または管理するコンピュータシステムに対する**セキュリティ事故**に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担し、損害賠償金を支払うことによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

支払限度額	1請求・保険期間中、個人情報漏洩補償と 同額 (個人情報漏洩補償特約の支払限度額に含まれます。)
自己負担額	1請求につき 10万円
お支払いする保険金	①損害賠償金 ②争訟対応費用 など

攻撃者（ハッカー）の踏み台にされるなど、意図せずサイバー攻撃に加担してしまうことがあり、賠償責任に加え社会的信用の失墜にもつながりかねません。



例えば！

メールに添付されたマルウェア

複数の飲食店を経営する会社のPCがマルウェア（悪意のあるソフトウェアなど）に感染し、遠隔操作で取引先である健康食品製造の大手企業へのサイバー攻撃を許してしまった。
その結果、業務を継続するために超過人件費やサーバのレンタル費用などが発生し、売上げが急減するなどその取引先に甚大な損害をもたらした。

豆知識

セキュリティ対策が強固な大企業に直接攻撃を仕掛けるのではなく、標的とする大企業と取引のある、セキュリティ対策が不十分な中小企業などのシステムに侵入し、そこを踏み台にして本来の標的である大企業を攻撃する、サプライチェーン攻撃と呼ばれる手法がとられることが多いと考えられます。

ご注意! セキュリティ賠償責任補償特約は、サイバー攻撃対応費用補償特約がセットされた場合のみセットすることが可能です。

▶ 補償内容の詳細は13ページ以降をご参照ください。

その3 企業情報漏洩賠償責任補償特約

貴社が日本国内で遂行する仕事のために所有、使用または管理する企業秘密などの**企業情報**の漏洩が発覚したことについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担し、損害賠償金を支払うことによって被る損害に対して保険金をお支払いします。



支払限度額	1事故・保険期間中、個人情報漏洩補償と 同額 (個人情報漏洩補償特約の支払限度額に含まれます。)
自己負担額	1事故につき 10万円
お支払いする保険金	①損害賠償金 ②争訟対応費用 など

取引先の基幹技術など企業情報の管理は万全ですか？
サイバー攻撃による漏洩、内部犯行など漏洩の形態も多様化しています。

▼ 例えば! こんな企業情報の取り扱いはありませんか? ▼

分類	企業情報の例
リスト類	●法人の顧客リスト ●取引先リスト
営業情報	●契約・取引の内容 ●価格情報 ●新商品・サービスに関する情報 ●営業ノウハウ
技術情報	●製造方法 ●実験データ ●研究開発情報 ●設計図・デザイン ●各種マニュアル類 建設業の場合 強度・構造計算書や発注書などの流出は具体的な数字が記載されているので特に取扱いにはより厳重な管理が求められます。 製造業の場合 製造ラインの配置・図面や実験過程のラボノートなどの企業秘密は、その情報が生み出す経済的価値を把握しておくことも重要です。具体的な開発の過程が記録されている場合など、その取扱いには特に厳重な管理が求められます。
営業情報	●販売戦略・計画 ●決算情報 ●訴訟に関する情報

例えば! 元社員による転職先への漏えい

共同開発でレシピの開発を進めていたところ、自社のリーダーが突然の退職。
その後、退職したリーダーから情報が漏洩し、競合他社が似たようなレシピを安価で発表した。
その結果プロジェクトは頓挫し、共同開発の相手から、開発に要したコストなどについて損害の賠償を求める訴訟を提起された。

例えば! サイバー攻撃による盗取

新型の記録媒体を大手取引先と業務提携で開発中、社員のPCが標的型メール攻撃を受け重要な小型化技術の情報が盗取されてしまった。
結果、大手取引先は新商品の発売を中止せざるを得なくなり、新商品で得るはずだった利益や開発コストなどについて損害賠償を請求された。

サイバーリスクの補償の概要

各特約の共通項目

個人情報漏洩補償特約およびセットされる他の特約の共通項目は次のとおりです。

項目	内容										
被保険者	●記名被保険者(貴社) ●記名被保険者の役員 ^(注) および従業員 (注) 理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関をいい、執行役員を含みます。										
支払限度額の適用	●個人情報漏洩補償特約において支払う保険金の額は、いかなる場合も保険期間を通じて、個人情報漏洩補償特約およびセットされる他の特約の対象となる損害に対する保険金を合算して、個人情報漏洩補償特約の支払限度額を限度として保険金をお支払いします。 ●同一の原因から発生した個人情報漏洩補償特約およびセットされる他の特約の保険事故については、いかなる場合もそれらの保険事故のうち、最初に発生した保険事故について保険金の支払いの対象となる保険契約の個人情報漏洩補償特約の支払限度額を限度として保険金をお支払いします ^(注) 。 (注) 保険事故については、特約ごとに次のとおりです。補償内容の詳細については各特約の説明でご確認ください。 <table><tr><th>特約</th><th>保険事故の内容</th></tr><tr><td>個人情報漏洩補償特約</td><td>日本国内で遂行する仕事のために所有、使用または管理する個人情報の漏洩が発覚^(※)したこと。 (※) 個人情報漏洩のおそれがある場合を含みます。ただし、そのおそれがあることを弊社が承認した場合に限ります。</td></tr><tr><td>企業情報漏洩賠償責任補償特約</td><td>日本国内で遂行する仕事のために所有、使用または管理する企業情報の漏洩が発覚したこと。</td></tr><tr><td>サイバー攻撃対応費用補償特約</td><td>日本国内で遂行する仕事のために所有または使用するコンピュータシステムに対するセキュリティ事故が発覚したこと。</td></tr><tr><td>セキュリティ賠償責任補償特約</td><td>日本国内で遂行する仕事のために所有、使用または管理するコンピュータシステムに対するセキュリティ事故に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたこと。</td></tr></table>	特約	保険事故の内容	個人情報漏洩補償特約	日本国内で遂行する仕事のために所有、使用または管理する個人情報の漏洩が発覚 ^(※) したこと。 (※) 個人情報漏洩のおそれがある場合を含みます。ただし、そのおそれがあることを弊社が承認した場合に限ります。	企業情報漏洩賠償責任補償特約	日本国内で遂行する仕事のために所有、使用または管理する企業情報の漏洩が発覚したこと。	サイバー攻撃対応費用補償特約	日本国内で遂行する仕事のために所有または使用するコンピュータシステムに対するセキュリティ事故が発覚したこと。	セキュリティ賠償責任補償特約	日本国内で遂行する仕事のために所有、使用または管理するコンピュータシステムに対するセキュリティ事故に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたこと。
特約	保険事故の内容										
個人情報漏洩補償特約	日本国内で遂行する仕事のために所有、使用または管理する個人情報の漏洩が発覚 ^(※) したこと。 (※) 個人情報漏洩のおそれがある場合を含みます。ただし、そのおそれがあることを弊社が承認した場合に限ります。										
企業情報漏洩賠償責任補償特約	日本国内で遂行する仕事のために所有、使用または管理する企業情報の漏洩が発覚したこと。										
サイバー攻撃対応費用補償特約	日本国内で遂行する仕事のために所有または使用するコンピュータシステムに対するセキュリティ事故が発覚したこと。										
セキュリティ賠償責任補償特約	日本国内で遂行する仕事のために所有、使用または管理するコンピュータシステムに対するセキュリティ事故に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたこと。										
保険金をお支払いできない場合	直接であると間接であるとを問わず、次の事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。 ①保険契約者または被保険者 ^(注) の故意。なお、この規定は、記名被保険者およびその役員を除くその他の被保険者の故意の場合は、その被保険者に対してのみこの規定を適用します。 ②記名被保険者もしくはその役員によって、または記名被保険者もしくはその役員の了解、同意もしくは指図に基づいて記名被保険者もしくはその役員以外の者によって行われた犯罪行為 (注) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その役員をいいます。 など										
縮小支払割合	縮小支払割合を適用せずに、保険金をお支払いします。										

個人情報漏洩補償特約

項目	内容
保険金をお支払いする場合	被保険者が日本国内で遂行する仕事のために所有、使用または管理する個人情報 ^(注1) の漏洩 ^(注2) が発覚したこと ^(注3) について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担し、損害賠償金を支払うことによって被る損害に対して保険金をお支払いします。 また、危機管理コンサルティング費用および危機管理実行費用に対しても保険金をお支払いします。 (注1)「個人情報」の定義は次のとおりです。 個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいいます。 ①当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等^(※1)により特定の個人を識別することができるもの^(※2) ②個人識別符号^(※3)が含まれるもの (※1) 文書、図画もしくは電磁的記録に記載され、もしくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいいます。ただし、個人識別符号を除きます。なお、電磁的記録とは、電磁的方式で作られる記録をいいます。 (※2) 他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含みます。 (※3) 「個人識別符号」とは、次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号をいいます。 ア. 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの イ. 個人に提供される役務の利用もしくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、または個人に発行されるカードその他の書類に記載され、もしくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者もしくは購入者または発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、または記載され、もしくは記録されることにより、特定の利用者もしくは購入者または発行を受ける者を識別することができるもの (注2) 個人情報を含んだ媒体の紛失または盗難・詐欺により漏洩したおそれのある場合を含みます。 (注3) 個人情報漏洩のおそれがある場合を含みます。ただし、そのおそれがあることを弊社が承認した場合に限ります。また、「発覚」とは次のいずれかをいいます。なお、次のいずれかのことが最初になされた時に発覚したまたは発覚があったとみなします。 ①他人から被保険者に対して通報されたこと。 ②新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体により報道されたこと。 ③インターネット掲示板への書き込み等他人により公表されたこと。 ④被保険者^(※)が個人情報漏洩を認識したこと。 (※) 故意または過失により個人情報を漏洩させた者を除きます。

項 目	内 容	
お支払いする 保険金	保険金の種類	内容
	①損害賠償金	損害賠償請求権者に対して支払う損害賠償金 ^(注1) (注1)この特約において、損害賠償金のうち、他人が見舞金・見舞品費用を支出したことによってなされる損害賠償請求については、被害者1名につき500円を限度とし、かつ、1事故および保険期間中につき、この特約の支払限度額の20%を限度とします。
	②求償権保全費用	他人に損害の賠償請求または求償をすることができる場合において、その権利の保全または行使のために被保険者が支出した必要または有益であった費用
	③争訟対応費用	損害賠償責任に関する訴訟、仲裁、調停、和解等に対応するために、被保険者が弊社の同意を得て支出した、社会通念上その額および使途が妥当な次の費用。ただし、裁判所の関与しない和解・示談に対応するためのウ. からケ. までの費用を除きます。 ア. 弁護士報酬 イ. 訴訟費用または裁判外紛争解決手続(ADR)に要する手数料等の費用 ウ. 相手方当事者または裁判所に提供する文書の作成に要する費用 エ. 意見書または鑑定書の作成に要する費用 オ. 被保険者により、または被保険者の委託を受けた外部の実験機関により行われる事故の再現実験に要する費用 カ. 一時的に借用する会議室等の施設または事務機器の賃借費用 キ. 被保険者の従業員の超過勤務手当または臨時雇用費用 ^(注2) ク. 被保険者の役員および従業員の交通費または宿泊費 ケ. ア. からク. までに該当しないその他の防御に要する費用 ^(注3) (注2)派遣受入れ費用を含みます。 (注3)個人情報漏洩の原因を調査するための費用を除きます。
	④協力費用	弊社による損害賠償請求の解決に協力するために弊社の求めに応じて、被保険者が支出した費用
	⑤危機管理 コンサルティング費用 (1事故・保険期間中 500万円限度)	危機管理コンサルティング機関が保険事故の発生による悪影響を管理および最小化するために、日本国内において被保険者に提供する危機管理サービスに関して生じた費用 ^(注4) で、弊社が事前に妥当かつ必要と認めたものをいいます。ただし、保険事故が発生した日からその日を含めて180日以内に生じた費用に限り、かつ、次の費用を除きます。 ア. 個人情報漏洩の原因調査または事実確認に要した費用 イ. 見舞金・見舞品費用 ウ. お詫び広告掲載費用、郵券代等、保険事故により臨時に発生した費用 エ. 漏洩した個人情報の回収に要する費用 オ. 法律上の損害賠償責任を負担することによって被る費用 カ. 弁護士報酬を含む争訟に要する一切の費用 キ. 記者会見の開催に要する費用 ク. 他人からの強要金 ケ. 被保険者の人件費その他一般管理費 (注4)危機管理コンサルティング機関に対する報酬を含みます。
	⑥危機管理実行費用 (1事故・保険期間中、 この特約の支払限度 額の10%限度)	危機管理コンサルティング機関が日本国内において被保険者に提供する危機管理サービスの直接の結果として、被保険者が保険事故の悪影響を管理および最小化する目的で日本国内において負担した次の費用で、弊社が事前に妥当かつ必要と認めたものをいいます。ただし、保険事故が発生した日からその日を含めて180日以内に生じた費用に限り、かつ、日本国外で行われた危機管理業務に対して支払う報酬、費用等を除きます。 ア. 弁護士から助言を受けたことに対する報酬。ただし、定期報酬および損害賠償請求を提起することまたは提起されることに起因する報酬を除きます。 イ. 個人情報漏洩の原因を調査するための費用 ^(注5) ウ. 被保険者の従業員の法定外残業、休日出勤等により生じた超過人件費 ^(注6) 、臨時に生じた通勤交通費または超過勤務に伴う宿泊費 エ. 電話回線の増設費用、無料通話電話の使用料もしくは通話料または通信業務をコールセンター会社に委託する費用 オ. お詫び状の作成費用および送付費用 カ. 見舞金・見舞品費用(被害者1名につき500円限度) ^(注5) キ. 見舞金・見舞品の送付費用 ^(注5) ク. 新聞に謝罪広告を掲載する費用 ケ. 記者会見の開催に要する費用 (注5)個人情報漏洩が発生した場合に限ります。 (注6)日当、みなし手当等を除きます。 【危機管理実行費用の支払要件】 保険事故が発生したことについて、次のいずれかの要件を満たす場合に限り保険金をお支払いします。 ア. 公的機関 ^(注7) に対して文書により届出または報告されること ^(注8) 。 イ. 新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットまたはこれらに準じる媒体により報道されること。 (注7)所管する行政機関およびこれらに準じると弊社が認めた機関をいいます。 (注8)個人情報が漏洩したおそれのあることを文書により届出または報告した場合を含みます。ただし、そのおそれがあることを弊社が承認した場合に限ります。

項 目	内 容	
支払限度額	1事故・保険期間中につき1,000万円、3,000万円、5,000万円から選択 ^(注) (注) 危機管理コンサルティング費用は500万円限度、危機管理実行費用はこの特約の支払限度額の10%限度。 危機管理コンサルティング費用および危機管理実行費用の支払限度額は、この特約の支払限度額に含まれます。	
自己負担額 (免責金額)	1事故につき10万円 ^(注) (注) 危機管理コンサルティング費用および危機管理実行費用には、自己負担額はありません。	
保険金をお支払いできない 主な場合	(1) 直接であると間接であるとを問わず、次の事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。 ①戦争、戦争の過程で行われた国家関与型サイバー攻撃等 ②この特約を最初に付帯した場合に ^(注1) 、その特約の保険責任を開始した時点において、保険契約者または被保険者 ^(注2) のいずれかが、個人情報漏洩の発生の原因が既に存在していることを知っていたときもしくは知っていたと合理的に推定できるときにおけるその原因に起因する個人情報漏洩 ③記名被保険者の役員の個人情報の漏洩 ④適法であるか違法であるかを問わず、記名被保険者またはその役員が他人に対して行う個人情報の提供または取扱いの委託 ただし、個人情報の提供先または委託先において発生した個人情報漏洩については、この規定を適用しません。 ⑤特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等の知的財産権等の使用許諾違反、侵害または不正使用 ⑥被保険者の支払不能、清算、解散、私的整理または破産手続、民事再生手続、会社更生手続もしくは特別清算手続の開始 ⑦日本国外においてなされたもしくは係属している損害賠償請求または日本国外で取得した判決に基づく損害賠償請求 (注1)過去にこの特約の付帯を中断して、あらためてこの特約を再付帯した場合には、再付帯した特約が最初に付帯した特約となります。 (注2)保険契約者または被保険者が法人である場合は、その役員をいいます。 (2) 直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金をお支払いしません。 ①他人の身体の障害または財物の損壊、紛失もしくは盗取・詐取に対して負担する賠償責任。ただし、財物の紛失または盗取・詐取に起因して、個人情報漏洩が生じたことにより被保険者が被る損害に対しては、この特約に従って保険金を支払います。 ②被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定または合意がある場合において、その約定または合意によって加重された賠償責任 ③金融商品取引 ^(注1) により発生した経済的損失に対して負担する賠償責任 ④法人その他あらゆる組織または団体の名誉毀損、信用毀損、風評またはブランド劣化 ^(注2) に対して負担する賠償責任 ⑤他人が商品の販売もしくは供給または役務の提供を中断、終了または内容変更したこと ^(注2) に対して負担する賠償責任 ⑥被保険者がその親会社または子会社 ^(注3) に対して負担する賠償責任。ただし、親会社または子会社 ^(注3) に対して他人からなされた損害賠償請求に関連して発生した被保険者の求償債務を除きます ^(注4) 。 ⑦株主代表訴訟により負担する賠償責任 (注1)先物、オプションおよびその他派生商品の取引を含み、金融リスクのヘッジ目的であるかどうかを問いません。 (注2)これらに起因する売上げまたは利益の減少、およびこれらに起因する売上げまたは利益の減少を防止または軽減するために費用を支出したことを含みます。 (注3)会社法に規定される親会社または子会社をいいます。 (注4)他人から損害賠償請求された場合の親会社または子会社 ^(注3) の争訟対応費用を含めて親会社または子会社 ^(注3) に生じた費用については、保険金をお支払いしません。 (3) 直接であると間接であるとを問わず、漏洩した個人情報を回収または廃棄したことにより生じる費用を支払うことによって被る損害 ^(注) に対しては、保険金をお支払いしません。ただし、危機管理実行費用に該当する場合は、この規定を適用しません。 (注)被保険者が支出したかどうかを問いません。 (4) 直接であると間接であるとを問わず、恐喝金または法令上保険が適用できない損害に対しては、保険金をお支払いしません。	
	など	

企業情報漏洩賠償責任補償特約	
項 目	内 容
保険金をお支払いする場合	被保険者が日本国内で遂行する仕事のために所有、使用または管理する企業情報^(注1)の漏洩^(注2)が発覚したこと^(注3)について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担し、損害賠償金を支払うことによって被る損害に対して保険金をお支払いします。 (注1)「企業情報」の定義は次のとおりです。 契約上または法的保護の対象となる、一般に公開されていない他人の情報をいいます^(※1)。ただし個人情報を除きます。 (※1)企業秘密、データ、設計、予測、公式、慣行、プロセス、記録、レポートおよび文書を含みます。 (注2)企業情報を含んだ媒体の紛失または盗難・詐取により漏洩したおそれのある場合を含みます。 (注3)「発覚」とは次のいずれかをいいます。なお、次のいずれかのことが最初になされた時に発覚したまたは発覚があったとみなします。 ①他人から被保険者に対して通報されたこと。 ②新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体により報道されたこと。 ③インターネット掲示板への書き込み等他人により公表されたこと。 ④被保険者^(※2)が企業情報漏洩を認識したこと。 (※2)故意または過失により企業情報を漏洩させた者を除きます。
お支払いする保険金	次の保険金をお支払いします。なお、②～④の保険金の内容については、個人情報漏洩補償特約の「お支払いする保険金」でご確認ください。 ①損害賠償金(損害賠償請求権者に対して支払う損害賠償金) ②求償権保全費用 ③争訟対応費用 ④協力費用 (ご注意)この特約では、危機管理コンサルティング費用および危機管理実行費用は支払われません。
支払限度額	1事故・保険期間中につき、個人情報漏洩補償特約と同額^(注) (注)個人情報漏洩補償特約の支払限度額に含まれます。
自己負担額(免責金額)	1事故につき10万円
保険金をお支払いできない主な場合	(1) 直接であると間接であるとを問わず、次の事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。 ①戦争、戦争の過程で行われた国家関与型サイバー攻撃等 ②この特約を最初に付帯した場合に^(注1)、その特約の保険責任を開始した時点において、保険契約者または被保険者^(注2)のいずれかが、企業情報漏洩の発生の原因が既に存在していることを知っていたときもしくは知っていたと合理的に推定できるときにおけるその原因に起因する企業情報漏洩 ③適法であるか違法であるかを問わず、記名被保険者またはその役員が他人に対して行う企業情報の提供または取扱いの委託 ただし、企業情報の提供先または委託先において発生した企業情報漏洩については、この規定を適用しません。 ④特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等の知的財産権等の使用許諾違反、侵害または不正使用 ⑤被保険者の支払不能、清算、解散、私的整理または破産手続、民事再生手続、会社更生手続もしくは特別清算手続の開始 ⑥日本国外においてなされたもしくは係属している損害賠償請求または日本国外で取得した判決に基づく損害賠償請求 (注1)過去にこの特約の付帯を中断して、あらためてこの特約を再付帯した場合には再付帯した特約が最初に付帯した特約となります。 (注2)保険契約者または被保険者が法人である場合は、その役員をいいます。 (2) 直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金をお支払いしません。 ①他人の身体の障害または財物の損壊、紛失もしくは盗取・詐取に対して負担する賠償責任。ただし、財物の紛失または盗取・詐取に起因して、企業情報漏洩が生じたことにより被保険者が被る損害に対しては、この特約に従って、保険金を支払います。 ②被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定または合意がある場合において、その約定または合意によって加重された賠償責任 ③金融商品取引^(注1)により発生した経済的損失に対して負担する賠償責任 ④被保険者がその親会社または子会社^(注2)に対して負担する賠償責任。ただし、親会社または子会社^(注2)に対して他人からなされた損害賠償請求に関連して発生した被保険者の求償債務を除きます^(注3)。 ⑤株主代表訴訟により負担する賠償責任 (注1)先物、オプションおよびその他派生商品の取引を含み、金融リスクのヘッジ目的であるかどうかを問いません。 (注2)会社法に規定される親会社または子会社をいいます。 (注3)他人から損害賠償請求された場合の親会社または子会社^(注2)の争訟対応費用を含めて親会社または子会社^(注2)に生じた費用については、保険金をお支払いしません。 (3) 直接であると間接であるとを問わず、漏洩した企業情報を回収または廃棄したことにより生じる費用を支払うことによって被る損害^(注)に対しては、保険金をお支払いしません。 (注)被保険者が支出したかどうかを問いません。 (4) 直接であると間接であるとを問わず、恐喝金または法令上保険が適用できない損害に対しては、保険金をお支払いしません。 など

サイバー攻撃対応費用補償特約	
項 目	内 容
保険金をお支払いする場合	コンピュータシステム^(注1)に対するセキュリティ事故^(注2)が発覚^(注3)したことに起因して、被保険者が負担するサイバー攻撃対応費用^(注4)に対して保険金をお支払いします。 ただし、セキュリティ事故が最初に発覚した日からその日を含めて30日以内にサイバー攻撃対応コンサルティングが発注されることを条件とし、かつ、当該サイバー攻撃対応コンサルティングに着手した日からその日を含めて90日以内に発生したサイバー攻撃対応費用に限りします。 (注1)「コンピュータシステム」の定義は次のとおりです。 被保険者が日本国内で遂行する仕事のために所有または使用^{(※1)(※2)}する次のものをいいます。 ①インターネットもしくは内部ネットワークを通じてアクセスすることができる複数のデバイスのネットワークを通じて結合されている、またはデータストレージその他の周辺デバイスを通じて接続されているコンピュータハードウェア、ソフトウェアまたはそれらのコンポーネント ②産業制御システム^(※3)の一部である①のコンピュータハードウェア、ソフトウェアまたはそれらのコンポーネント ③役員または従業員が仕事に使用する私物のデバイス^(※4) (※1)記名被保険者がIT事業者の場合、記名被保険者が行う記名被保険者の顧客のコンピュータシステムに対する保守、運用または管理を含みません。 (※2)被保険者にリースされている場合を含みます。 (※3)監視制御およびデータ取得のシステムを含みます。 (※4)当該デバイスが①のコンピュータハードウェア、ソフトウェア、もしくはそれらのコンポーネントのいずれか、またはそれらの中に保存されているデータへのアクセスに使用される場合に限りします。 (注2)「セキュリティ事故」の定義は次のとおりです。 コンピュータシステムに対する不正アクセス・不正使用^(※1)、DoS攻撃、または悪性コードの送付をいいます。 (※1)不正アクセス行為の禁止等に関する法律第2条第4項に定める行為をいい、次のいずれかをいいます。 ア. 他人のIDやパスワードなどをネットワークを経由してコンピュータシステムに入力することで、他人になりすましてアクセスする行為 イ. コンピュータシステムの安全対策上の不備^(※2)を利用してネットワークを経由してアクセスする行為 (※2)セキュリティ・ホール等をいいます。 (注3)「発覚」の定義は次のとおりです。 次のいずれかをいいます。なお、次のいずれかのことが最初になされた時に発覚したまたは発覚があったとみなします。 ①公的機関^(※)またはコンピュータシステムのセキュリティ運用管理会社、クレジットカード会社、決済代行会社、記名被保険者の取引先等から通報または報告があった場合など、他人から被保険者に対してセキュリティ事故が発生した、またはそのおそれがあることが通報または報告されたこと。ただし、その通報または報告に基づいて、セキュリティ事故が発生したことが合理的に推察できる場合に限りします。 ②被保険者がセキュリティ事故が発生した、またはそのおそれがあることを認識し、次のいずれかの対応を行ったこと。 ア.被保険者が、ホームページまたは新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットその他類似の媒体においてセキュリティ事故が発生した、またはそのおそれがあることについて公表すること。 イ.被保険者が、セキュリティ事故について、不正アクセス行為の禁止等に関する法律第9条の規定に基づき、公的機関に対して、援助を受けたい旨を申し出ること。 ウ.被保険者が、セキュリティ事故について、書面により警察署に被害届を提出すること。 ③セキュリティ事故が発生したこと、またはそのおそれがあることについて、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットその他類似の媒体により報道されたこと。 (※)不正アクセス等の被害の届出、インシデント情報の受付等を行っている独立行政法人または一般社団法人を含みます。 (注4)「サイバー攻撃対応費用」の定義は次のものをいいます。 ①サイバー攻撃対応コンサルティングに対して、被保険者が支払う報酬で、弊社が妥当かつ必要であると認めたもの。 ②セキュリティ対策コンサルティング^(注6)に対して、被保険者が支払う報酬で、弊社が妥当かつ必要であると認めたもの。 (注5)「サイバー攻撃対応コンサルティング」の定義は次のとおりです。 セキュリティコンサルティング機関^(※1)が、セキュリティ事故の悪影響を管理および最小化する目的で被保険者に提供する次のセキュリティコンサルティングサービスをいいます。 ア. セキュリティ事故の被害状況の把握 イ. セキュリティ事故の証拠保全および被害拡大防止対応^(※2) ウ. イ. の結果保全された証拠の調査 (※1)弊社が承認するセキュリティ事故の悪影響を管理および最小化するための機関(被保険者を除きます。)をいいます。 (※2)セキュリティ事故の再発を防止するためのセキュリティ強化の対応を除きます。 (注6)「セキュリティ対策コンサルティング」の定義は次のとおりです。 サイバー攻撃対応コンサルティングを行うセキュリティコンサルティング機関が、セキュリティ事故の再発を防止するためのセキュリティ対策に関して被保険者に助言を提供するコンサルティングサービスをいいます。
	【1事故の定義】 発生時間または発生場所を問わず、同一の原因^(注1)から発生した一連のセキュリティ事故をいいます。 この場合、最初のセキュリティ事故が発覚した時にすべてのセキュリティ事故が発覚したものとします^(注2)。 (注1)原因を特定できない場合は、直前のセキュリティ事故と同一の原因であるとみなします。 (注2)セキュリティ事故が発覚した日より60日以内に発覚したすべてのセキュリティ事故は、その発生または発覚の時もしくは場所、セキュリティ事故を発生させた者の別を問わず、最初のセキュリティ事故が発覚した日にすべて発覚したものとみなします。

項 目	内 容
お支払いする保険金	「サイバー攻撃対応費用」のみを、保険金としてお支払いします。
支払限度額	1事故・保険期間中につき、1,000万円 ^(注) (注)個人情報漏洩補償特約の支払限度額に含まれます。
自己負担額(免責金額)	なし
保険金をお支払いできない主な場合	(1) 直接であると間接であるとを問わず、次の事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。 戦争、戦争の過程で行われた国家関与型サイバー攻撃等 (2) 次のセキュリティ事故に起因するサイバー攻撃対応費用に対しては、保険金をお支払いしません。 ①財物の損壊に起因するセキュリティ事故 ②この特約を最初に付帯した場合に^(注1)、その特約の保険責任を開始した時点において、保険契約者または被保険者^(注2)のいずれかが、セキュリティ事故の発生^(注3)の原因が既に存在していることを知っていたときもしくは知っていたと合理的に推定できるときにおけるその原因に起因するセキュリティ事故 (注1)過去にこの特約の付帯を中断して、あらためてこの特約を再付帯した場合には再付帯した特約が最初に付帯した特約となります。 (注2)保険契約者または被保険者が法人である場合は、その役員をいいます。 (注3)セキュリティ事故のおそれを含みます。 (3) コンピュータシステムを修復もしくは復旧する費用、セキュリティ事故が発生する以前の状態よりも高い水準にコンピュータシステムをアップデート、アップグレードもしくは交換する費用またはコンピュータシステムのソフトウェアのエラーもしくは脆弱性の除去に要する費用に対しては、保険金をお支払いしません。 など

セキュリティ賠償責任補償特約

項 目	内 容
保険金をお支払いする場合	コンピュータシステム^(注1)に対するセキュリティ事故^(注2)に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担し、損害賠償金を支払うことによって被る損害に対して保険金をお支払いします。 (注1)「コンピュータシステム」の定義は次のとおりです。 被保険者が日本国内で遂行する仕事のために所有、使用または管理^(※1)する次のものをいいます。 ①インターネットもしくは内部ネットワークを通じてアクセスすることができる複数のデバイスのネットワークを通じて結合されている、またはデータストレージその他の周辺デバイスを通じて接続されているコンピュータハードウェア、ソフトウェアまたはそれらのコンポーネント ②産業制御システム^(※2)の一部である①のコンピュータハードウェア、ソフトウェアまたはそれらのコンポーネント ③役員または従業員が仕事に使用する私物のデバイス^(※3) ④サービスプロバイダーと記名被保険者との書面等による契約に基づいて記名被保険者が使用し、当該サービスプロバイダーが運営しているクラウドサービス、またはその他のホスティングされたコンピュータリソース (※1)被保険者にリースされている場合を含みます。 (※2)監視制御およびデータ取得のシステムを含みます。 (※3)当該デバイスが①のコンピュータハードウェア、ソフトウェア、もしくはそれらのコンポーネントのいずれか、またはそれらの中に保存されているデータへのアクセスに使用される場合に限ります。 (注2)「セキュリティ事故」の定義は次のとおりです。 コンピュータシステムに対する不正アクセス・不正使用^(※1)、DoS攻撃、または悪性コードの送付をいいます^(注)。 (※1)不正アクセス行為の禁止等に関する法律第2条第4項に定める行為をいい、次のいずれかをいいます。 ア. 他人のID やパスワードなどをネットワークを経由してコンピュータシステムに入力することで、他人になりすましてアクセスする行為 イ. コンピュータシステムの安全対策上の不備^(※2)を利用してネットワークを経由してアクセスする行為 (※2)セキュリティ・ホール等をいいます。 (注)同一の原因または事由から発生した一連のセキュリティ事故は、最初のセキュリティ事故が発生した時にすべてのセキュリティ事故が発生したものとします。
お支払いする保険金	次の保険金をお支払いします。なお、②～④の保険金の内容については、個人情報漏洩補償特約の「お支払いする保険金」でご確認ください。 ①損害賠償金(損害賠償請求権者に対して支払う損害賠償金) ②求償権保全費用 ③争訟対応費用 ④協力費用 (ご注意)この特約では、危機管理コンサルティング費用および危機管理実行費用は支払われません。
支払限度額	1請求・保険期間中につき、個人情報漏洩補償特約と同額 ^(注) (注)個人情報漏洩補償特約の支払限度額に含まれます。
自己負担額(免責金額)	1請求につき10万円

項 目	内 容
保険金をお支払いできない主な場合	(1) 次の事故に起因する損害に対しては、保険金をお支払いしません。 ①初年度契約^(注1)の保険期間の開始日の前日以前に発生したセキュリティ事故 ②この特約を最初に付帯した場合に^(注2)、その特約の保険責任を開始した時点において、保険契約者または被保険者^(注3)のいずれかが、セキュリティ事故の発生^(注4)の原因が既に存在していることを知っていたときもしくは知っていたと合理的に推定できるときにおけるその原因に起因するセキュリティ事故 (注1)この特約が付帯された保険期間の連続する保険契約のうち、最初の保険契約をいいます。 (注2)過去にこの特約の付帯を中断して、あらためてこの特約を再付帯した場合には再付帯した特約が最初に付帯した特約となります。 (注3)保険契約者または被保険者が法人である場合は、その役員をいいます。 (注4)セキュリティ事故のおそれを含みます。 (2) 被保険者に対してなされた次の損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金をお支払いしません。 ①初年度契約^(注)の保険期間開始前になされていた損害賠償請求およびその損害賠償請求の中で申し立てられた事実と同一の事実に起因する一連の損害賠償請求 ②他の被保険者からなされた損害賠償請求 ③不当な解雇、差別、ハラスメント、報復行為などの不当な雇用慣行があったとする損害賠償請求 ④日本国外においてなされたもしくは係属している損害賠償請求または日本国外で取得した判決に基づく損害賠償請求 (注)この特約が付帯された保険期間の連続する保険契約のうち、最初の保険契約をいいます。 (3) 直接であると間接であるとを問わず、次の事故または原因もしくは事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。 ①戦争、戦争の過程で行われた国家関与型サイバー攻撃等 ②人工衛星の障害 ③記名被保険者の管理の下にないインフラの電氣的または機械的障害^(注1) ただし、インフラの電氣的または機械的障害によって引き起こされる、被保険者の過失による義務違反または過誤によるセキュリティ事故から生じる損害には適用しません。 ④特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等の知的財産権等の使用許諾違反、侵害または不正使用 ⑤独占禁止に関する法令等の違反または不公正な競争 ⑥被保険者が所有、使用または管理していない企業情報の漏洩。ただし、この保険契約に企業情報漏洩賠償責任補償特約が付帯されている場合は、この免責事由を適用しません。 ⑦被保険者の支払不能、清算、解散、私的整理または破産手続、民事再生手続、会社更生手続もしくは特別清算手続の開始 (注1)電力供給の中断、サージ、電圧低下、停電および電話回線、データ伝送回線、その他の電気通信またはネットワークインフラの障害を含みます。 (4) 直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金をお支払いしません。 ①他人の身体の障害または財物の損壊、紛失もしくは盗取・詐欺に対して負担する賠償責任 ②被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定または合意がある場合において、その約定または合意によって加重された賠償責任 ③金融商品取引^(注1)により発生した経済的損失に対して負担する賠償責任 ④次のいずれかの事由から生じる現金または通貨代替物^(注2)の実際の金銭的価値に対して負担する賠償責任 ア. 被保険者からの当該現金または通貨代替物の窃取 イ. 被保険者の口座または被保険者による管理の下にある口座^(注3)との間での当該現金または通貨代替物の移転または滅失。口座には、預金口座、引落口座、前払口座および証券会社における口座を含みます。 ⑤被保険者がその親会社または子会社^(注4)に対して負担する賠償責任。ただし、親会社または子会社^(注4)に対して他人からなされた損害賠償請求に関連して発生した被保険者の求償債務を除きます^(注5)。 ⑥株主代表訴訟により負担する賠償責任 (注1)先物、オプションおよびその他派生商品の取引を含み、金融リスクのヘッジ目的であるかどうかを問いません。 (注2)電子通貨、暗号資産(仮想通貨)など金銭的価値を交換する手段を含みます。 (注3)顧客口座を含みます。 (注4)会社法に規定される親会社または子会社をいいます。 (注5)他人から損害賠償請求された場合の親会社または子会社^(注4)の争訟対応費用を含めて親会社または子会社^(注4)に生じた費用については、保険金をお支払いしません。 (5) 直接であると間接であるとを問わず、漏洩した情報を回収または廃棄したことにより生じる費用を支払うことによって被る損害(注)に対しては、保険金をお支払いしません。 (注)被保険者が支出したかどうかを問いません。 (6) 直接であると間接であるとを問わず、恐喝金または法令上保険が適用できない損害に対しては、保険金をお支払いしません。 など

- このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。
- また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書（「契約概要」「注意喚起情報」等）を、事前に必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

AIG損害保険株式会社

TEL: 03-6848-8500（大代表）

午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

お問い合わせ・お申し込みは



<https://www.aig.co.jp/sonpo>